

Citizens Network Against National ID Numbers(CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

国

民は、聖域なき構造改革をしなればこの国の展望は開けてこないという小泉改革の理念にエールを送ってきた。

しかし、いまだその道は険しい。原因は、これまで、公共政策の策定はすべて役所が握り、国民や企業、業界の多くは、自分の足で立つて歩くこと(stand up with our own feet)がなかったことにあるといっている。

特殊法人改革一つとっても、遅々として進みそうにもない。所管の役人が、この国の役所社会主義を守るうと必死だからである。

「唯一の立法機関」に所属する国会議員は、「歌を忘れたカナリア」同然

で、ほとんど議員立法はしない。相変わらずの役人依存、役所立法(閣法)一辺倒である。議員立法に情熱を燃やす河村たかし代議士のような存在は、まさに例外。

しかし、河村代議士が「納税者権法案」をつくって、各単位税理士会に声を掛ければ横並びで、だんまりか、あるいは「日税連は、国税庁は」と右往左往するばかり。

「国民本位の税理士制度の確立」とか口先だけはご立派。だが、ここでもまた「護送

船団」、「役所社会主義」。

なにせ自分らの足で立つたことがない「特殊法人」そのもの。道路公団など批判できるわけがない。所詮ひとつ穴のむじなに近い。

官尊民卑を楯に、市場原理になじまない経営をやってきた国公立大学。自己改革が必要だといわれても、結局は、「上からの改革」に身を委ねるか、ひたすら台風の過

国民本位の改革をはばむ、 護送船団、官尊民卑、 役所社会主義の“三悪”

ぎ去るのを待つしかない。

なにせ、「役所社会主義」の下、自分らの足で立つたことがないのだから仕方がない。

同じく官尊民卑を楯に、裏金づくり、役人天国の外務省。小役人に組したホテルが悪い、タクシー業者が悪い、飲み屋が悪いでは、余りにも業者が気の毒。市場競争の中で、本当の意味での資本主義を実践しようとしているのが民間業者。問われているのは、役人のモラル、「質的行政改革」を

どうするかである。

背番号を付けて自分のプライバシーを役所に監視してもらおうなど、国民の自立を阻む役所社会主義は真つ平である。

国民に自分らの足で立ての小泉改革には、住民票コード(国民背番号)やカードは似合わない。即刻、廃止にしなければならぬ。

二〇〇一年十月十五日

PIJ代表 石村耕治

Stand up with our own feet!

(私たちは自分らの足で立とう)

主な記事

- ・ 国税通則法改正法案(河村法案)の成立に向けて
- ・ 改正住民基本台帳法を考える国民会議開催
- ・ 米SSNの濫用規制と米議会の動き(2)

対談 国税通則法改正法案（河村法案）の成立に向けて

各界は

「納税者権法案」の成立に全力投入を！

——税理士会は“高みの見物”でいられるのか？

前

回の第一五一回通常国会に、民主党は、「納税者権法案（税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案）」を提出した。この法案は、民主党的河村たかし衆議院議員（PIJ相談役）が尽力し、筆頭者となつて、議員立法として提出したものだ。議員立法大国・アメリカの流儀にしたがえば、「河村法案」ともいえる力作。

河村法案は、税務調査手続の透明化に加え、「納税者は主役」のルールをはっきりさせ、税務行政をクライアント・ベースで運営するように求めるのが狙い。河村法案が成立すれば、課税庁の職員は「納税者はお

客様」といった民間の感覚で仕事をしてもらうことになる。

河村法案は、わが国での行政サービス・スタンダードの確立、質的な改善のためのパイロット役を演じる性格のものだ。税務行政を皮切りに、幅広く行政全般のサービス・スタンダードを確立して行く契機になるものだ。外務省の相次ぐ公金横領の発覚はもちろんのこと、天下り税理士問題なども、まさにスタンダードが求められる典型である。

残念なことに、河村法案は、審議入りすることもなく、六月二十九日の国会閉幕とともに、廃案となった。

今後、河村法案は、わが国での質的な面での行政改革を実現させるた

国税通則法改正法案（河村法案）の成立に向けて

めにも、是非とも成立させなければならぬ。各界は、「対岸の火事」とばかり、「高みの見物」をしては「いられないはずだ。とくに、「国民本位」の税理士制度を目指す税理士会は、今まさに決断と実行が問われている。

河村法案の今後、各界の動きについて、近藤忠憲税理士とPIJ代表石村耕治・白鷗大学教授に話しを聞いた（PIJ編集部）。

今回の河村法案の視点

（石村）近藤先生、本日は、お忙しいところ、PIJの対談に参加くださり、ありがとうございます。（近藤）石村先生は、行動される学

《対談》

白鷗大学教授

石村耕治（PIJ代表）

Vs

近藤忠憲（税理士）

者として尊敬しております。私も税理士を引き連れて、世界中を視察に回っておられますし、今回のような議員立法もやられる。どこにそんなエネルギーがあるのか、と思うくらいです。

本日、エネルギーを感じる先生とお話できることを光栄に思います。

（石村）本当に、先生とは、ヨーロッパ、アメリカ・カナダ、オーストラリアと、さまざまな国を視察に行きました。そこで、気が付かれたと思うのですが、どこの国でも、課税庁が非常にクライアント（お客様）・ベースで運営されていることでした。

（近藤）そうですね。これは、やはり、納税者憲章などがあることが理由なのでしょうね。

（石村）それもあると思います。公務員は、わが国の“お上”とは違い、欧米諸国では、“パブリック・

国税通則法改正法案（河村法案）の成立に向けて

「サーバント」、つまり「一般の人たちへの奉仕者」であるわけです。

こういった考えからすれば、むしろ、課税庁が、納税者をクライアント・ベースで取り扱うことは常識ということではないでしょうか。

（近藤）しかし、それでも、納税者憲章などが出てきた背景には、課税庁がクライアント・ベースの役所ではなかったという事実があったのではないですか。

（石村）その点は、鶏が先か、卵が先か、ということにもなりますが、

いずれにしても、納税者憲章とか、納税者の権利宣言とかは、課税庁の納税者サービス・スタンダードの改善が主眼なわけです。

（近藤）各国が、課税庁の納税者サービス・スタンダードを定めてきている背景にある、何と云っていいでしょうか、いわゆる「哲学」のようなものは、ズバリ言って、どういったものなのでしょうか。

（石村）ズバリ言くと、「小さな政府」の考え方です。今回の河村法案「税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案」も、同じような視点からつくられたものです。（近藤）もう少し、言われることを分かり易く説明してもらえますか？

（石村）分かりました。「憲章」と言ったフォーマットをとるか、法律の形式をとるか、これは、それぞれの国法体系の違いにもよります。余り難しい説明は避けたいと思いますが、わが国の場合は、法律の形式で「納税者憲章の色彩のコンテンツ」を実現せざるを得なかったということですね。

（近藤）わが国では、「憲章」と言っても、一般になじみがない。そこで、「法律」の形式を使って、各国で採択されている憲章の内容を定めたいということですね。

行革、構造改革には、
量的な改革と
質的な改革がある

（石村）おおせのとおりです。それから、イギリスを例にして、憲章とは何か、そして、それがなぜ「小さな政府」論と結び付くのか、少し具体的に話させてください。

イギリスの納税者憲章（Taxpayers Charter）は、例の鉄の女といわれたサッチャー政権時代に、「小さな政府」実現の一環として、制定されました。

少し奇異に思われるかも知れませんが、「小さな政府」をつくるため

の行政改革、構造改革には、大きくわけて、「量的な改革」と「質的な改革」の二つの側面があるわけですね。「量的な改革」とは、ともかく役所や役人の数を減らすことです。そして、もう一方の「質的な改革」とは、行政サービスの効率化、クライアント・ベースのサービス徹底などが課題となるわけです。

（近藤）なるほど。確か、サッチャー政権は、徹底した民営化を進めましたね。これは、「量的な行政改革」の側面に当たるわけですね。そうしますと、「質的な行政改革」については、どうしたのですか。

（石村）一九九一年にさかのぼりますが、イギリス政府は「市民憲章（Citizens Charter）」を発表しました。この憲章は、市民に対する中央政府の行政サービスの質を改善するための指針を書いたものです。

内容的には、政府主導で、行政サービス・スタンダードの確立、さらにはその利用者に対する責任体制をはっきりさせるために、改善プログラムをつくるように促したものです。

（近藤）つまり、これまで「英国病（British disease）」に犯され、ストばかりやっていた公務員に、「市民が主役」の意識で仕事をしなさい、そのための改善計画を立てなさい、というわけですね。

（石村）そういうことです。市民憲章は、「質的な行政改革」の指針なわけですね。市民憲章の発表後、主要な政府部門では、それぞれ、行政サービス内容と質について詳しい点検が行われました。また、政府各部門は、サービスの改善目標を設定した憲章を公表しました。

課税庁は、一九八六年にすでに「納税者憲章」を公表していましたが、一九九一年に、「新納税者憲章」を公表しました。

（近藤）つまり、「納税者憲章」は、課税庁の「質的な行政改革」の指針というわけですか。

（石村）そう言ったところです。これまでの「役人が主役」という意識を根本から改め、「市民・納税者が主役でお客様」という意識で仕事をしなさい、という「税務職員訓」のようなものと考えられなくもありません。

河村法案で一変する
国税通則法の性格

（近藤）河村法案では、「国税通則法の目的を、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にする

とともに、税務行政の運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行及び国民の権利利益の保護に資することとする(第一条関係)』とつたっておりすね。

この目的規定によって、国税通則法の性格が大きく変わると思います。ズバリ一言でいうと、何がポイントなのでしょう。

(石村) 国税通則法は、元来、税金を取る側の法律であつたわけです。これが、河村法案が通れば、税金を取られる側の権利についても触れる法律になるわけです。

(近藤) 河村法案の「税務行政運営の基本理念等」(第四条の二関係)では、課税庁にプライバシー権の尊重とか、誠実性の推定など、諸外国の「納税者憲章」で触れられている項目が謳われていますね。

(石村) そうですね。課税庁は、納税者サービス・スタンダードを公表し、それにしたがって税務行政をクライアント・ベースで行うように求められます。課税庁の納税者サービスの質は大きく変らざるを得なくなります。

(近藤) それから、質問検査についての手続がかなり整備されることになりすね。

(石村) 現況調査を必要とする場合とかを除き、文書による二週間前の調査の事前通知が必要になります。調査結果の通知も義務化されます。これまで税務職員のマラル、コモンセンスに委ねられていた部分が広く法定化されるわけです。

「質的な改革」なき小泉改革、

一味違う、河村改革

(近藤) 公務員のモラルと言えば、外務省もひどいですが、河村代議士が追及しています。天下り税理士問題も、一般人の感覚からかなりかけ離れたところがある、と思います。

(石村) それでも、わが国では、構造改革、とくに「質的な改革」の指針をつくらうと言った考えもないですから、「役人天国」は、小泉改革では変りようがないわけです。

このままでは、いつまでたつても、「役人が主役」の構造は変わらないでしょう。キャリアからノンキャリアまで、「たかり天国」のような感じを受けます。

(近藤) まさに、「質的な改革」なき小泉改革が問われている、と言えますね。

(石村) その上、現業部門では手続を尽くして税金を取らう、と言う雰囲気がない。これまで、国会では、

こうした状況を改革しようといった動きもほとんどなかったわけです。

国会の場で、納税者権利法案が正式に出たのは、恐らく今回が初めてではないでしょうか。

(近藤) 税務手続法の必要性については、税理士会ではこれまでも幾度ともなく議論はされてきてはいるのですが、法案として正式に出てきたのは、河村法案が初めてだと思います。

(石村) 河村法案は、まさに課税庁の納税者サービスの面での「質的な」行政改革あるいは構造改革を目指したものです。ある意味では、「質的な改革なき小泉改革」とは一味違う政策を示したものです。

(近藤) 税務行政という、ごく限られた部門についての質的改革ですが、これが根付けば、小さく生んで、大きく育てていくことも可能なのではないでしょうか。

(石村) そうです。税務だけではなく、国の行政サービス全体を、「国民が主役」の視点から、質的に大きく改革していくこともできます。

これまでの専ら量的な改革を目指す、金太郎飴的な改革プランとは一味違う、オリジナリティな「河村改革」の誕生ともいえます。

問われる、「構造改革の党」

(近藤) 民主党は「構造改革の党」を掲げています。

行政に質的な改革を問う河村法案は、自民党などの改革案とも一味違う、民主党のスローガンにびつたりあつたものですね。

(石村) そうであればよいのですが。実際には、河村代議士が、この法案を民主党内での審議にかけるや否や、党内の「守旧派」がヤマメの大合唱をし出す始末です。

(近藤) どういうことなのでしょう。

(石村) 今回の参議院選挙の結果を思い起こしてください。民主党は、大橋巨泉と佐藤道夫の両氏を除き、全当選者が労働組合出身者だったわけです。

まあ、「労組が主役」の政党と云つてもいい状況にもあるわけです。河村法案が出るや否や、民主党内の労組系議員が大挙して押しかけてきて、こんな法案だすな!と吠え出すわけです。

(近藤) 何ですか。「構造改革の党」の看板は、どうなつてしまったのですか。

(石村) 連合系の国税労組が、「手続、手続で、われわれの働く環境が

国税通則法改正法案(河村法案)の成立に向けて

悪化するから、納税者に権利を認めようという河村法案には反対」という事らしいのです。

それで、民主党内の労組系議員が抗議にきたと言っただけです。

(近藤) 手続を尽くせば、尽くすほど、税金が取れるわけでしょうが。

(石村) そうなんです。手続をちゃんと尽くせば、人を合法的に殺すこと、つまり死刑、にもできるわけです。つまり、手続をちゃんと尽くせば、恐ろしいかな、国民の生命に対しても公権力を行使することだってできるわけです。

(近藤) まあ、私有財産制をとっている以上、国民の財産に、貨幣(お金)の形で公権力を行使する課税は避けて通れません。ちゃんと手続をつくせば、国民の財産に公権力を行使する課税はもつとやり易くなる。当り前のことです。

(石村) ですが、現実には、これが理解できない国会議員がワンさといわけてです。手続を尽くさないで、国民の生命を奪ったり、財産を奪ったりしてはいけない。わが国はそうしたことを許さない憲法をもった法治国家なんです、それが分からない。

(近藤) 困ったものですね。
(石村) この連中は、あげくの果て、法案に、納税者番号を入れること

国税通則法改正法案(河村法案)の成立に向けて

か、脱税の温床にならないような歯止め規定を盛り込めとか、わけのわからないことを言い出すわけです。

(近藤) 手続上の権利がちゃんと保障されていないから、それを制度的に認めようというわけです。納税者番号の導入とか、関係のないことでしょうが。

(石村) ともなく、河村代議士は、党内では、こうした連中と戦って、今回の法案を練り上げたわけです。

(近藤) お役所のおかかえのような議員が多い中、いつも河村先生の活躍には目を見張っております。

税理士会は河村法案に

“高みの見物”でいられるのか?

(石村) 日税連含め、多くの税理士会は、従来から、“租税手続改革”を口にしてきたわけですが、河村法案が出てきても、まったくの高みの見物のような状況ですが、どうなっているのでしょうか。

(近藤) 皆さん心の中では、賛成していると思います。しかし、役所立法(政府提案の法案)として出てきていないことから、慎重になっっているのではないかと、思います。

(石村) まあ、これまで、わが国はすべてについて“役所社会主義”一辺倒でやってきましたから、仕方な

いのでしょうか。税理士会も、端的に言えば、役所の助人機関のような存在で来たわけですね。

(近藤) ご想像にお任せします。

(石村) 河村代議士は、おかしいこととおかしい、といった正義派の人物です。天下り税理士問題でも、一生懸命の追求をしてみました。税理士の前では偉そうにしている小役人も、神妙にしていたではないですか。

あれで、多くの税理士が疑問に思っていたことが、一挙に解明されてきたわけでしょう。今度は河村法案ができて、税理士会は、彼を支えようという度量がないのでしょうか。

(近藤) 皆さん、“対岸の火事”とは思っていないと思います。ただ、どうしてよいのか分からないというのが、本当のところではないのではないのでしょうか。

(石村) 近藤先生は、この対談にできて、一人で受けて立っておられて、本当に気の毒ですよ(笑い)。勇気のある人と感心しております。

(近藤) いやいや、お褒めにあずかって光栄です(笑い)。ただ、税理士会は、公益的な性格上、露骨に政治活動はできません。そうした点も、河村法案に積極的に意思表示で

きない理由かも知れません。

規制緩和時代にマッチした 税理士法改正であつたか

(石村) それでは、先の税理士法改正の際に、青税とか諸々の団体には、緘口令を敷く、河村代議士とかには、余り質問してくれるとか、ささやいてくる。こうした税理士会の行動はどのようなのでしょうか。政治活動ではないのですか。

(近藤) 河村先生にそういったプレッシャーをかけたという事実があつたとは、知りませんでした。

(石村) 近藤先生は知らないかも知れませんが、しかし、私は、耳にしております。露骨であつたのかどうかは、知りませんが。

(近藤) しかし、河村先生は、税理士法改正の審議のときには、誰よりも多く質問されていた、と感じております。河村先生のプレーンでもあられる石村先生が言うのですから、そういった事実があつたのかも知れませんね。

(石村) 別に私は河村代議士のプレーンなんかではありません。また、こうしたことをやっていても、“私利私欲”にはまったくつながらません。

私は、“世のため、他人のため”に働くという、河村イズムと同じ考

えをもっているだけです。

(近藤) そういう意味で言ったのですけども。

(石村) 今回の税理士法改正についていえば、規制緩和の精神を十分に反映していないというのが、私の考えです。

(近藤) 具体的には、どのようなことでしょうか。

(石村) まず、「無償独占」制度が時代錯誤です。

例えば、近藤先生が国立大学の教員になったとします。兼業が禁止されていますから、税理士登録を抹消することになるでしょう。

一方、国立大学の教員になった後、密かに税理士業務もどきをやることは、公務員法上まずいのはもちろんのことです。しかし、この場合、例えば近くの老人会でボランティア(無償)で申告書の作成をお手伝いしてやってもいけないという「無償独占」の仕組みは、どのようなでしょうか？

十分に税務書類を作成する実力があるのにも拘らず、資格登録者ではないという理由だけで。しかも、タダでもダメ、という政府規制は完全に時代錯誤でしょう。

(近藤) そういわれてみれば、そうですね。まあ、ただ、多くの税理士

は、「無償独占」が当然で、一生懸命にせ税理士たたく」をやってきた事実があるわけです。

石村先生のお言葉を借りますと、「役所社会主義」ということでしょうか。そうした中で、政府規制で専門職の資格が得られ、それがあれば一生食べて行ける。まあ、信仰かも知れませんが。そうした構図の中で、役所と仲良くやってきたわけです。

しかし、これからは、全員確定申告、あるいは電子申告の時代に入ってきて、あるいは「無償独占」は難しくなるのかもしれないですね。

(石村) ですから、今回の税理士法の改正を、二十一世紀に耐え得る、「国民・納税者」に開かれた税理士制度の確立に向けた、国会審議をして欲しかったわけです。それを、役所と談合のような形で、業界利益第一で、改正をやったわけです。一般の国民から見ると、規制緩和の精神とか、ひとかけらもないように、感じてしまうわけです。

河村代議士には、もっと開かれた視点をもって、質問をして欲しかったわけです。

(近藤) 石村先生のいわれることは、よく分かります。ただ、今回の税理士法改正にも、法人化とか、規制緩和の精神を盛り込んだ改正もあったわけ

です。これまでの税理士界の雰囲気からすれば、格段に開かれた改正であったとも言えるわけです。

(石村) 近藤先生個人や業界のご意見が、どうのこうのということではなくて(笑い)、一般論としてですが。

(近藤) 分かっております(笑い)。

河村法案は必ず支持される

(石村) ところで、以前、東京税理士会が『納税者へあなたへの権利は守られていますか』という、納税者向けのパンフを出す計画があったようですが、頓挫してしまつた。そんなニュースを、機関紙・東京税理士界で読んだ記憶があります。東京税理士会総会での質問であつたと思いますが、あれには、どういったいきさつがあつたのでしょうか。

(近藤) 確かに、あの件については総会で質問がありました。いろいろないきさつがあつて、途中で止めたつたようです。

(石村) 役所の当時の税理士監理官が、何かささやいて、そのささやきを受けた結果だ、とも聞いておりますが。

(近藤) 私は直接の当事者ではないので、詳しいことは分かりません。

(石村) 河村代議士は、この件に非常に注目しております。こんなこと

が許されるとすると、河村法案の行方にとって大きな障害になりかねない、ということではないでしょうか。

(近藤) 一昔前は、金融界には「M O F(もふ)担」というのがありましたですよね。大蔵省(M O F)の意向を逐次漏らさずに聞く係でした。石村先生のお言葉を借りますと、いわゆる「役所社会主義」となるのかもしれませんが、あの時代は、金融政策はすべてM O Fが握つて、民間は、ただ追従するだけの時代でした。

しかし、規制緩和、構造改革の時代の今日、状況は一変しましたですね。税理士界も、役所とは仲良くやりつつも、国民・納税者にも愛される税理士像の確立を目指していかなければならない、と思つています。

(石村) 国民本位、つまりクライアント・ベース、の税理士制度を目指すということであれば、是非とも、河村法案を見殺しにしないで、税理士会は積極的に支持してください。

法案づくりにはずいぶん苦労しましたが、議員法制局の承認を得た法案です。単位税理士会などがプロパガンダで言ってきた租税手続法とか、納税者権法案などとは違うのです。そのまま法律にできるものです。

(近藤) よく認識しております。

国税通則法改正法案(河村法案)の成立に向けて

(石村) 河村法案は、国民・納税者に広く支持される法案です。河村法案が泳ぐためには、十分な水が必要で、この流れを止めないためにも、税理士界の支援を期待しております。物事には、「旬(しゅん)」もありません。

今後、河村代議士は、与党にも働きかけを強めていく、と言っております。「国民本位」「クライアント・ベース」を標榜する税理士会が、こうした流れから取り残されてしまうことを危惧するわけです。言葉だけの「クライアント・ベース宣言」では信用されません。

新しいものをつくるときは、常に「産みの苦しみ」があるものです。

税理士会は、こうした苦しみに果敢に挑戦していかないと、クライアントから見放されるだけでなく、身内からも「税理士会は任意加入でいいんじゃないのか」といった声がますます強くなるような気がします。

税理士制度の一層の発展を願う者としての意見です。

(近藤) 石村先生にはいつも税理士制度の発展を考えていただき、感謝しております。どんな制度でも、健全な批判や指摘、アイデアなどを受け入れる度量があつてこそ、動脈硬化を起さずに、大きく飛躍できる

国税通則法改正法案(河村法案)の成立に向けて

と考えております。

(石村) 近藤先生、本日は大変ありがとうございました。なかなか答えに窮されたところもあつたかとも、思います(笑い)。どうか失礼をお許しください。

(近藤) 勉強不足で答えになっていないところもあつたかと思いますが。

今日は、本当に勉強させていただきました。河村先生、石村先生のますますのご活躍を祈念しております。

【参考資料】

税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案(「河村法案」)新旧対照表
傍線部分は改正部分

改正案	現 行
目次	目次
第一章 総則	第一章 総則
第一節 通則(第一条~第四条)	第一節 通則(第一条~第四条)
第一節の二 税務行政の基本理念等(第四条の二~第四条の四)	
第二節~第四節 (略)	第二節~第四節 (略)
第二章 国税の納付義務の確定	第二章 国税の納付義務の確定
第一節・第二節 (略)	第一節・第二節 (略)
第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続(第三十一条~第三十三条)	第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続(第三十一条~第三十三条)
第四節 質問又は検査の事前通知等(第三十三条の二・第三十三条の三)	
第三章 国税の納付及び徴収 (以下、略)	第三章 国税の納付及び徴収 (以下、略)

国税通則法改正法案（河村法案）の成立に向けて

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、<u>税務行政の公正の確保と透明性の向上</u>を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行及び国民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>第二条～第四条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第一節の二 税務行政の基本理念等</u></p> <p>（<u>税務行政運営の基本理念</u>）</p> <p><u>第四条の二 税務行政の運営は、国民の納税義務の適正かつ円滑な履行が確保されるよう、公正を旨として行われなければならない。</u></p> <p><u>2 国税当局は、その職務の執行に当たっては、国民のプライバシーを尊重しなければならない。</u></p> <p><u>3 国税当局は、税務行政に関する国民の理解を得るため、必要な情報の提供を行うとともに、税務行政に関する国民の意見、苦情等に誠実に対処しなければならない。</u></p> <p><u>4 国税庁、国税局、税務署及び税関並びに国税不服審判所の当該職員は、その職務の執行に当たっては、国民の権利利益の保護に常に配慮するとともに、国民が納税に関して行つた手続は、誠実に行われたものとして、これを尊重することを旨としなければならない。</u></p> <p>（<u>税務行政運営の基本方針</u>）</p> <p><u>第四条の三 国税庁長官は、前条に定める税務行政運営の基本理念にのつとり、税務行政の運営の基本となる方針を定め、これを公表しなければならない。</u></p> <p>（<u>納税の主体たる国民に対する文書の作成及び普及</u>）</p> <p><u>第四条の四 国税当局は、第四条の二に規定する事項及び納税の主体たる国民の権利利益の確保のために必要な事項の概要に関する文書を作成し、普及しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の文書は、納税の主体たる国民の立場に立つて、平易な表現を用いたものでなければならない。</u></p> <p>第一章第二節～第四節、第二章第一節～第三節（略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、<u>税務行政の公正な運営</u>を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。</p> <p>第二条～第四条 （略）</p> <p>第一章第二節～第四節、第二章第一節～第三節（略）</p>

改正案	現行
<p><u>第四節 質問又は検査の事前通知等</u></p> <p><u>(税額の確定に係る調査等のための質問又は検査の事前通知等)</u></p> <p><u>第三十三条の二 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、納付すべき税額の確定に係る調査等のための所得税法第二百三十四条第一項その他の政令で定める国税に関する法律の規定による質問又は検査(以下この条及び次条においてそれぞれ単に「質問」又は「検査」という。)をしようとする場合には、質問又は検査をする日の十四日前までに、その相手方に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。ただし、検査をしようとする物件が隠滅される等調査の目的を達成することが著しく困難になると認めに足りる相当な理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>一 相手方の氏名(法人については、名称)及び住所又は居所</u></p> <p><u>二 当該職員の氏名及び所属する官署</u></p> <p><u>三 調査を必要とする理由</u></p> <p><u>四 質問又は検査の根拠となる法令の条項</u></p> <p><u>五 質問をする事項又は検査をする物件</u></p> <p><u>六 質問又は検査をする日時及び場所</u></p> <p><u>七 次項に規定する変更の申出に関する事項</u></p> <p><u>八 その他財務省令で定める事項</u></p> <p><u>2 前項の通知を受けた者は、当該通知をした国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員に対して、質問又は検査をする日時又は場所の変更を申し出ることができる。</u></p> <p><u>3 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、第一項ただし書に規定する場合において、質問又は検査をしようとするときは、その相手方に対し、同項第一号から第五号まで及び第八号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</u></p> <p><u>(税額の確定に係る調査の結果に関する情報の提供)</u></p> <p><u>第三十三条の三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、当該職員が質問又は検査を行った場合には、当該質問又は検査の相手方に対し、当該質問又は検査に係る調査の結果に関する情報を提供するものとする。</u></p>	

国税通則法改正法案(河村法案)の成立に向けて

“国民総背番号制の廃止、凍結、再検討を”

第一回「改正住民基本台帳法を考える国民会議」開催、

改正住基法凍結を求めるアピール採択！

《特別報告》 平野信吾（PIJ常任運営委員）

第一回「改正住民基本台帳法を考える国民会議」開催される

去る（二〇〇一年）九月五日

（水）午後三時から、国会近くの憲政記念館において「第一回改正住民基本台帳法を考える国民会議（「国民会議」）」が開催された。

当日は、PIJを含め、各界各層から二〇〇名を超える人々が参加し、会場に入りきれない人も出るほどの盛況。マスコミも取材に訪れ、テレビカメラ四台が回る中での熱気あふれる会議となった。

会議はパネルディスカッション形式で進められた。コーディネーターはこの国民会議の呼びかけ人の一人である櫻井よしこ氏。櫻井氏の開会挨拶の後、ジャーナリストの斉藤貴男氏の基調講演があり、その後、ジャーナリストの屋山太郎氏、長野県

知事の田中康夫氏、作曲家の三枝成彰氏の三氏によるパネルディスカッションに入った。

基調報告

国民情報の一元管理は危険な構想

「プライバシーシークライシス」の著者である斉藤氏は、現代の様々な進んだ情報処理技術利用の恐ろしさ述べ、国民総背番号制に警鐘を鳴らした。

屋山氏は、自身のヨーロッパ滞在の経験から、「確かに番号は便利だが、行き過ぎてはいけない、便利さとプライバシーのバランスが必要だ」と発言。

田中氏は、「行政が住民を管理しようとする発想が誤りで、住民のための政治を行おうと考えれば住基番号のような発想は出てこない。逆に、行政の情報をできるだけ住民に

公開することの方が重要ではないか」と、長野県の現状もまじえて発言した。

三枝氏は、ハッカーによって、登録された血液型が書き換えられたアメリカの軍隊の話などを引き、電子化されたデータの弱点と怖さを話してから、個々の分野の電子化はやむを得ないにしても、それらを共通するようなシステムは絶対に許してはならないと訴えた。

河村議員も発言

ディスカッションでは、ICカードや海外の状況等が議論され、途中、杉並区の山田区長の報告もあつた。パネリスト以外の参加者からも、会場からも発言・意見・質問があいついだ。

この問題で「孤軍奮闘」されてきた、と紹介された河村たかし衆議院

議員も発言。「背番号制は、やろうと思えばどの国でも簡単にできる。それでもやらないのです。やっではないけないことだからです。『こんなもん、日本じゃ絶対やっちゃいかんのです』」。

満場一致で

国民総背番号制廃止を

求めるアピールを採択



改正住民基本台帳法を考える国民会議開催



最後に、コーディネーターの櫻井氏が、「プライバシーのない社会では、人間で最も大切な心の自由がなくなる」のではないかと、とりまじめの発言をおこない、「改正住民基本台帳法を考える国民会議 アピール」(下記)を提案した。
 アピールは大きな拍手により、満場一致で採択された。さらに、この

改正住民基本台帳法を考える国民会議開催

のもとに届けられた。

個人情報保護法案と住基コード

九月に始まった国会では、個人情報保護(基本)法案成立が予想されている。しかし、この法案は、報道の自由とプライバシー保護のボーダーがあいまいで、マスコミに萎縮効果を与えるとし、問題になっている。

この法案成立に反対姿勢の強いマスコミの間にも、「国民総植物人間化」につながる住基コード番号導入の契機が、この法案にあったことを再考しようという、姿勢が強まったとみてよいと言える。要するに、住基コード番号さえ導入しなければ、こんなマスコミ規制につながる法案の導入もいらないわけだ。

自治体にも広がる反対の輪

また、今回の集会には、多くの自治体関係者が参加していたと聞く。旧自治省がプライバシーの一元管理を目指してつくった住基ネットワーク・システムは、明らかに地方自治の精神に逆行するものだ。
 不本意ながら、中央の「役所社会主義」に横並びで協力させられていた自治体関係者の間にも、「こんなものいらない」の大合唱が声高にな

ってきたようだ。

PIJは、

「国民会議」を支援する

背番号コードとICカードを使った国民の広範なプライバシーの国家管理構想は、役所社会主義そのもの。自由主義とは相容れない構想である。

PIJは、次回以降も「改正住民基本台帳法を考える国民会議」に積極的に参加し、この運動を幅広く支援していく。

改正住民基本台帳法を考える国民会議 アピール

改正住民基本台帳法が、2002年8月17日までに本格的に施行されます。国民背番号制のこの制度は国家が国民ひとりひとりの情報を一元的に管理し、監視するものです。また、コンピュータに入力された個人情報、万一、漏れ出すことになれば、プライバシーに対する重大な侵害となります。

改正住民基本台帳法を考える国民会議では、自由主義を守りプライバシーを尊重する観点から、改正住民基本台帳法の改正部分、国民総背番号制の廃止、凍結、再検討を小泉総理大臣に申し入れるとともに、広く国民の皆様様に強くアピールいたします。

平成13年9月5日

櫻井よしこ
 山太郎
 田中康夫
 三枝成彰

《連載》

アメリカでの社会保障番号 (SSN)

濫用規制、議会の動向を紹介する (2)

SSNの自発的利用の拡大放置で、困難を極める濫用規制の現状
問われるSSNの濫用規制と“個”回復に苦悩する連邦議会

PIJ代表 石村耕治 (白鷗大学教授)

《内容目次》

はじめに

問われる社会保障番号 (SSN) の拡大利用

- ・ 連邦議会による最初のSSN利用規制
- ・ 連邦議会、初めてSSN利用規制に重い腰をあげる
- ・ 連邦プライバシー法によるSSN利用規制
- ・ ギル法でのSSN利用規制の限界を露呈
- ・ それでも、公的部門でのSSN利用規制には変化の兆し
- 《ケース1 SSN公表を条件とする投票権の付与は違憲》
- 《ケース2 公務員のSSNを情報公開の対象にするのは違憲》
- ・ SSNに商機を見出す個人情報産業
- ・ 連邦議会に再びSSN利用規制の

機運の高まり

連邦会計検査院 (GAO) 『SSN利用実態報告書』 (九九年二月) を公表

- ・ GAO報告書の概要
- ・ 調査対象
- ・ 調査結果の骨子 (仮訳)
- ・ 背景
- ・ SSNの利用を義務付ける法令と一定の利用制限する法令
- 《公的プログラムでのSSN利用を義務付ける法令》
- 《SSNの利用を制限する連邦法》
- ・ SSNの拡大利用をする企業や政府
- 《個人情報売買する企業》
- 《金融サービス企業》
- 《保健医療サービス機関》
- 《州の機関》
- ・ 企業や州は連邦法によるSSNの

利用制限に、マイナスを懸念
社会保障庁 (SSA) のコメント
以上、前号

連邦下院歳入委員会社会保障小委員会、「社会保障番号の利用及び不正利用に関する公聴会」
(二〇〇〇年五月)

公聴会開催の目的
公聴会の内容
(二〇〇〇年五月九日)

《社会保障小委員会クレイ・シャウ委員長の開会の辞》
《オハイオ州選出口ブ・ポートマン議員の開会の辞》

《社会保障省ジェームス・G・ヒュース・Jr 監察局長の証言》
《メリーランド州ステイーブンス夫妻の陳述》

以上、本号に掲載
公聴会の内容 (抜粋)
(二〇〇〇年五月十一日)

《社会保障小委員会クレイ・シャウ委員長の開会の辞》
《カリフォルニア州選出、社会保障小委員会・上級マイノリティ委員ロバート・T・マツイ議員の開会の辞》

《ワシントン州選出、ジム・マクダーモット議員の陳述》

《ウイスコンシン州選出、ジェラルドD・クレック議員の陳述》
《インディアナ州選出、ジョン・ホステットラー議員の陳述》
《テキサス州選出、ロン・ポール議員の陳述》

《信用情報機関連合会、スチュアート・K・プラット政府関係担当副理事長の陳述》

連邦下院歳入委員会社会保障小委員会、「プライバシーの保護と社会保障番号の不正利用規制に関する公聴会」
(二〇〇一年五月)

公聴会の目的
公聴会の内容 (抜粋)
(二〇〇一年五月二十二日)

《社会保障小委員会クレイ・シャウ委員長の開会の辞》
《メリーランド州ニコル・ロビンソンの証言》

《ワシントンD・C、イイメカ・モアンアメイの証言》
《ニューヨーク市警察コンピュータ捜査技術班、マイケル・ファボツイ刑事の証言》

《フロリダ大学 (フロリダ州ゲインズビル) を代表して、学生、コリー・B・クラビットの証言》

《プライバシータイムズ編集・発行者エバン・ヘンドリクスの証言》
《金融サービス合同協議会の代理

《連載》 SSNの濫用規制、米議会の動き (2)

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(2)

して、顧問弁護士ジョン・C・デューガン、コペンゲトン・アロンド・バーリング弁護士事務所のパートナー、の証言》

《全米公益調査グループ、消費者プログラム担当理事、エドモンド・マイヤーズウインスキーの証言》

連邦下院歳入委員会社会保障小委員会、「社会保障番号の利用及び不正利用に関する公聴会」
(二〇〇〇年五月)

すでに紹介したように、連邦会計検査院(GAO=General Accounting Office)は、連邦議会(Congress)の求めに応じて、社会保障番号(SSN=Social Security Number)の利用実態について調査した。GAOは、一九九九年二月十六日に、調査報告書『拡大する社会保障番号の行政利用と商業利用 (Government and Commercial Use of Social Security Number Is Widespread)』を公表した。同報告書は、SSNの汎用に歯止め策を講じることに消極的なト

ンでまとめられていた。

連邦議会では、GAOの役人がまとめた同報告書に対し、「現状肯定的」「事なかれ主義」などの懸念の声があがった。プライバシー保護団体なども、GAOの調査報告書は極めてお役所的な分析である、と批判を強めた。そして、あくまでもSSNの濫用規制を狙いとされた新たなプライバシー保護立法が必要である、との認識を示した。

事実、一九九九年をとって見ても、七万五千件を超えるSSNの不正利用が、連邦社会保障省(SSA)監察局長に申し立てられている。しかも、その多くは、極めて深刻なケースである。連邦議会では、「こうした現実を放置しておくのは立法府の怠慢そのものである」、「産業界からの抵抗があったとしても、SSNの濫用規制立法を実現すべきである」といった声が高まっていた。

・公聴会開催の目的

二〇〇〇年に入り、連邦議会下院ではSSN利用規制に向けた具体的な立法作業を開始することにした。二〇〇〇年五月二日に、下院歳入委員会(House, Committee on Ways and Means)・社会保障小委員会

(Subcommittee on Social Security)

は、二〇〇〇年五月九日と五月十一日の両日、「社会保障番号の利用及び不正利用に関する公聴会(Hearing on Use and Misuse of Social Security Numbers)」を開催することをアノンスした。

社会保障小委員会のクレイ・シャウ(E. Clay Shaw, Jr.)委員長(フロリダ州選出共和党所属)の出したアノンスメントによると、この公聴会で聴聞したいのは、次の五点についてである。

公的部門と民間部門におけるSSNの汎用状況、
SSNの濫用の拡大とそれに伴い発生する費用、
SSNの利用制限及び規制に係わる現行法制並びにその実効性の検討、
SSNの濫用規制及びプライバシー保護をねらいとした法案の検討、

検討、
法案の企業、政府及び消費者に与える影響

・公聴会の内容

(二〇〇〇年五月九日)〔抜粋〕
二〇〇〇年五月九日と五月十一日の両日に「社会保障番号の利用及び

不正利用に関する公聴会」が開催された。そこでは、各界からSSN規制立法について賛否さまざまな意見が出された。

はじめに、二〇〇〇年五月九日に開催された公聴会における、いくつかの証言を翻訳・紹介する。

《社会保障小委員会クレイ・

シャウ委員長の開会の辞》

社会保障番号の利用と
不正利用に関する公聴会

二〇〇〇年五月九日

おはようございます。

社会保障番号(SSN)から発したプライバシーと個人情報情報の安全といった、多くの人々が今日考えている問題についての二日間にわたる公聴会の初日に、ようこそおいでくださいました。

まさに社会保障番号を見ることは自分のプライバシーであり、またどの程度くらしに安定があるのかが分かるというのが、誰もが当初考えていた番号の使われ方でありました。つまり、私どもが、自分が社会保障の給付を受ける資格があるのか、またあるとすればどの程度得られるのか、そういったものを確認することがねらいであったわけですが、

しかし今日では、こういった私どもの問題意識を超えてしまっています。社会保障番号は、社会保障以外の公的給付に関する資格認定を受けられる場合から子女の扶養費を徴収したり、ちよつとしたローンをする場合などに至るまで、私どもの生活の隅々まで入り込んでおります。

私どもは、このような番号の多目的利用により、いつの土曜日の午後にもクルマを買って家まで運転して来られるといったことで、便利だと感じたりもします。

しかし一方で、数多くの人たちがこうした社会保障番号の拡大利用に対し懸念し始めております。また、これらのすべての場合についても、プライバシーや安全管理はどうなっているのか、疑問を感じるようになってきているわけです。

誰もが言うのは、社会保障番号に關係する詐欺にあつたという訴えが急増していることです。これは大きな警鐘だと言えます。

また、このことが、本小委員会が本日の公聴会を開催した理由でもあります。本小委員会は、社会保障番号の汎用、そしてその不正利用の増加、の原因と結果を注意深く検討するように迫られております。本小委員会では、こうした不正と戦う良い作

戦を探す使命を負っております。

一方で、この厄介な問題に対する対策を講じた場合の影響についても注意深く検討するように求められております。

本日は、社会保障番号詐欺について余りにも多くのことを知っておられる二人の方を今委員会にお呼びしております。ジョン、メリー・ステイブンス夫妻は、ご夫妻の社会保障番号を盗用した者によって自分の生活がどのように掻き乱されたかを私どもにお話ください。ご夫妻は、信用評価を失い、ローン申込みの拒否にあい、そして巨額の弁護士費用を支払い、ご自身の信用を取り戻す戦いのために三年もの歳月を費やされました。ご夫妻の戦いは、いまだに終わっておりません。

(編者註 以下の証言内容は次号以下に掲載) つづいて連邦会計検査院(GAO)が、社会保障番号の利用が規制された場合に、行政と民間企業が受ける影響についての概要を紹介します。

社会保障省監察局長が、プライバシーと社会保障番号とを保護するために特別に検討した制度的な改善策を披露します。

今週の後半には、本小委員会は、プライバシーの専門家、消費者団体、事業目的で社会保障番号を利用

している業界の代表からも意見を聴取します。

また、本小委員会は、議員からの立法提案に加え、外部の団体からの提案についても点検をいたします。

はつきりしていることは、社会保障番号の保有者をうまく保護するためのアイディア不足が原因で被害が出てはならない、ということ。確かに、なりすまし問題に対処するにあたっては、いかに社会保障番号をうまく保護するかが唯一の方策ともいえます。したがって、全面的な解決につながるような対応策はないわけです。しかし、社会保障番号がしばしばペテン師やなりすまし屋の侵入経路として使われていることからすると、どういった対策がいいのかは一概には言えません。本小委員会は、検討している各対応策が相互に噛み合わなかつたり、またしばしばプライバシーやその保護策と、商取引や効率性とのバランスをとる必要がある、と理解しております。

しかし、複雑だから、困難だからと言って、本小委員会が何もすべきではないということにはならないわけです。むしろ、何かしなければならぬわけでは

来週以降、政府や本小委員会の同僚の助けを借りて、私どもは、社会

保障番号が不正に利用されないようにうまく保護するための法律を承認することができません。私の考えでは、この種の法律により、なりすましに対する罰金や罰則を強化すべきです。また、なりすましを捕まえるための新たな権限を社会保障省監察局長に与えるべきです。さらに、もっとプライバシーと、社会保障番号の清廉性を保護すべきであります。

すでに触れましたように、なりすまし問題の多くは、本小委員会の職務範囲を超えており、すべてを解決するには無理があります。しかし、正しい方向に向かって、いくらかの常識や超党派的な対応を取れるようであれば、そうしなければなりません。私は、本小委員会へご出席されたすべての証人と本小委員会の委員とが一体となつて、そうした対応をとるための作業をすることを期待しております。

《オハイオ州選出口ブ・ポートマン議員の閉会の辞》

社会保障番号の利用と

不正利用に関する公聴会

二〇〇〇年五月九日

委員長、本日、この難しい問題に関し聴聞会を開催くださり、あとが

とついでに。

我々が学んでおりますように、デジタル経済のマイナス効果の一つが、ほとんどの人たちが感じていることではありますが、私人のものである個人情報、私人のもので、個人のものでなくなりつつあることです。

社会保障番号は、まさにこの点では的確に該当するケースであります。一定の連邦プログラムの中で社会保障番号の利用を義務付けたり、あるいは制限する法律や規則がありますが、これらは改正が必要であります。私は、州や地方政府、さらには民間部門による社会保障番号の利用制限やプライバシー保護措置がないがしろにされていることを本当に危惧しております。

委員長、アメリカ国民は、情報化時代の恩恵は自分ら個人のプライバシーを犠牲にした上で受けているのではないかと、次第にその関心を強くしてきております。私は、この公聴会が、この問題にもつと光をあてるのに貢献するのではないかと思っております。そして、この議会が、社会保障番号の不正な、不必要な、あるいは詐欺まがいの利用に対抗し、この国の納税者を保護するに適切な措置を講じるための検討を行う

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(2)

であることを期待しております。

《社会保障省ジェームス・G・ヒ
ユース・Jr 監察局長の陳述》

下院歳入委員会

社会保障小委員会での証言

社会保障番号の利用と

不正利用に関する公聴会

二〇〇〇年五月九日

小委員会の委員長

及び委員の皆様へ

小委員会の委員長及び委員の皆様、
ま方、おはようございます。私は、
この小委員会が、社会保障番号（SSN）の不正利用に關しまして、今回の公聴会を開催しましたことに対し、お礼を申し上げます。この問題は、アメリカ市民の生活に重大な影響を及ぼしており、皆様方がこの問題に關心をもっておられることに勇気付けられております。

本日、私は、委員の皆様方に、一機関の記録保存のための道具であったSSNが、どのようにして現代のビジネス用の土台石に変遷していったのか、そして、こうした変遷が社会保障省（SSA）や、私たち監察局（OIG=Office of the Inspector General）、さらにはアメリカ市民に

とつてはどのような意味をもつのかについて、簡潔に、その概要をお話させていただきます。

また、私は、皆様方に、この分野におきまして私たち監察局のとつてきました対策についても、お話しさせていただきます。そして、最後に、私は、SSA（社会保障省）の責任、したがって究極的には私たちOIG（監察局）の責任、になると思われる視点から、SSNの不正利用を防止するためのいくつかの選択肢を提案いたします。

なりすまし（身元盗用）と言うものと深刻な問題に対しては、私たちSSAや監察局が行うと言うよりも、ことさら政府による厳しい対応が求められています。この点についても、私は必要な指摘をし、委員の皆様方の意見を、私たちSSAの問題検討委員会に反映させたいと思っております。

SSNの展開

一九三五年の社会保障法の制定に伴い、雇われて働く個人の年間収入を捕まえるための一つの制度がつくられました。この制度は、何十年にも達する収入の記録を正確に維持することができるようにとのこと、各個に固有の、唯一無二の本人識別

番号を必要としました。

つまり、社会保障番号（SSN）が誕生したわけです。

SSNは初めから、決して「国民背番号」となることが予定されていたわけではないのです。ところが、年を追うにつれて、SSNは「事実上の連邦及び州政府用の背番号」になつて行きました。

例えば、一九六七年に、国防省は、陸軍の軍人を識別するための兵役番号としてSSNを使うことになりました。SSNは、入学手続、各種の扶助の受給、さらには州での運転免許申請の際にも求められます。年を重ねるにつれて、SSNは、銀行、消費者信用情報機関、保険会社、医療・介護プロバイダー、その他数え切れないくらいの業界にとつて、重要な本人識別番号になつていったわけでありました。

驚くには値しないかも知れませんが、電子取引の流れの中にSSNが導入されたことに伴って、SSNの不正利用は劇的に増加して行きました。不正を犯そうとする者たちが生み出す創造力や知恵には際限がないわけです。

私たち監察局は、設置した不正ホットラインを通じて受けた数多くのSSNの不正利用に対する苦情や、議会所

属各局から受ける絶え間ない支援要請の数の増加からして、この問題を本当に気遣っているわけです。

一九九九年だけで、わが局の不正ホットラインは七万五千件を超える苦情を受け付けました。直接の苦情やわが局に付託されてきたものの80%以上が、SSNの不正利用に係るものです。とくに、三万二千件は、SSA(社会保障庁)プログラムにかかるとSSNの不正利用関連のものでした。そして、残りの三万件は、直接SSAのプログラムと関連のないSSNの不正利用にかかわるものでした。

将来的に、この数はますます増加することが予想されます。と言いますのは、一九九八年身元盗用・詐欺防止法(身元盗用防止法)(Identity Theft and Assumption Deterrence Act of 1999[Identity Theft Act])に基づき苦情処理を始めたからです。この法律のもと、身元盗用についての苦情があった場合には、連邦の処理機関(cleaninghouse)としては連邦取引委員会(FTC)が指定されています。しかし、FTCから調査を付託された場合には、私たちSSAの監察局が処理することになっており、それを始めたからです。

一般の人たちにFTCの新たな役

割についてよく知れ渡った暁には、毎月、SSNの不正利用ケースの付託がかなりの数に登るのではないかと、考えております。とてつもない数が、私たちの訓練を積んだ職員に襲いかかってくることでしょう。

このようなことで、それでは、ここから、私は、社会保障番号(SSN)の不正利用が社会保障省(SSA)プログラムや業務、一般の人たちにとどのような影響を及ぼすかについてお話をした上で、さらに、いくつかの可能な解決策を提案したいと思います。

SSNの不正利用と

SSAプログラムや業務

私たち監察局の業務から分かることは、不正利用によつては、社会保障省(SSA)の処理方法に弱点があることが原因で起きていることです。多くのケースにおいて、社会保障番号(SSN)の不正利用は、SSAプログラムや業務本体に打撃を与えるということ、私たちは、相当の人員をこの分野に専念させております。

例えば、私たち監察局は、個人が異なったSSNで給付申請しているような数多くのケースを調査しています。また、私たちは、国中で、S

SNカードを偽造し街角で売っている者の摘発を行っています。ときによつては、私たちSSAの職員が正規のSSNを何百ドルかで売り渡していることもありました。

最後に、私たちは、SSAの数配列処理業務の弱点が、SSNをかき集め、それらを身元盗用に使うという犯罪につながっているケースを発見しています。これらいずれのケースも、SSAプログラムや業務の正常な遂行に直接かつ重大な影響を及ぼしています。

こうしたことに対応するために、私たちは、SSA発行のカードや番号を追跡するための数多くの隠密の活動を展開してきています。私たちは、各種の給付申請にかかわるケースのような、SSAの信託基金に重大なインパクトを与えるSSNの不正利用に重点を置いてやっております。私たちは、SSNをめぐる追尾、追いかけてこにおきまして、被用者の不正や濫用を根絶やしにするという、自分らに与えられた使命を断固として果してきております。

私は、この領域でのSSA職員自身による不正は極めてまれであったと報告できることをうれしく思います。

社会保障番号(SSN)の不正利用を防止することは、この機関にと

り最大の費用効果をもたらします。このために、私たちは社会保障省(SSA)の業務処理を検討するたために、SSNの発行に同じく同じく、かなりの人員を監察業務に投じております。いったん不適切に発行されたSSNが流通経路に入つてしましますと、続いて起きる損害を食い止めるのは至難の業であるわけです。

このようなことで、私たちは議会上院のこの委員会が提案される規制措置のいくつかを参考にしたいと考えております。

一九九九年五月に、私たちは、「社会保障番号の詐欺への利用(Using Social Security Numbers to Commit Fraud)」と題する運営諮問報告書を発行しました。この報告書は、この機関が不正な申請証拠書類と分らずにSSNを発行したケースについて詳しく報告しています。その後、不適切に発行されたSSNは、身元盗用犯罪に使われました。

例えば、ある者は自分の協力者たちとグルになって、不正な出生証明書を使って、居りもしない子供千二百人分のSSNを取得していました。調査を行っているうちに私たちが知ったのは、数多くのSSNが、

シークレットサービス（財務省秘密捜査局）特別捜査班が調べていた大規模な犯罪組織と結びついていたことです。この事件では、複数のクレジットカード会社から三千億ドルも不正に引き出されておりました。

私たち監察局は、SSAに対し、現代数配列システム（Modernized Enumeration System）という制御コントロールを織り込むように勧告しました。これを受けて、SSAは、このシステム内で不正につながる最大の可能性のある番号申請を識別できる、自動編集機能の開発に取り組んでおります。このシステムは、不審なSSNの申請について、それを取り扱う職員に警告をする性能を向上させるので、職員が監察局へ調査を依頼することもできるようになるわけです。

この分野でのSSAの改善の努力は、結果として、私たち監察局への調査依頼として押し寄せるわけで、現在私たちが受けている数を上回る何千もの数にも登ることが危惧されるわけです。

今月、私たちは、申請証拠書類をチエックするSSAの手続を詳しく点検した追加報告書を発表しました。この監察報告書草案の表題は、「新規の社

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(2)

会保障番号申請に伴い提出された証拠資料を確認する社会保障省の手続に関する調査（Review of the Social Security Administration's Procedures for Verifying Evidentiary Documents Submitted with Original Social Security Number Applications）」となっています。

この報告書草案は、三千件以上もSSNの発行手続を追跡調査してつくられました。私たちは、社会保障省（SSA）が六カ月以内に一つの住所に十枚以上のSSNカードを送付した申請ケースを基準に、把握できる範囲から、新規のSSN発行についての調査サンプルを抽出しました。私たちが抽出したような小規模のサンプルでは、SSN全体の動きを把握するには不適切とも考えられ、必ずしも満足のいくものではないのですが、SSN発行手続のはつきりした弱点を把握するには非常に学ぶところがありました。

私たちが取り上げたサンプルのうち、調査した新規に発行されたSSNの28%、つまり九百九十九のSSNは、不正な申請証拠書類に基づくものでした。これら不正に発行された番号のうち、かなりの数は、仕事に就くために使われておりました。しかし、こうした番号の半数以上は、そうした不法就労目的では使わ

れておりませんでした。

私たちの監察草案では、不正な申請証拠書類に基づくSSNの取得において、次のようなケースが見つかったことを挙げております。

- ・ 社会保障省（SSA）が南部の小さな町の私書箱に四十三枚のSSNカードを送付。私たちの要請に基づき、連邦移民・帰化局（INS Immigration and Naturalization Service）が申請書類を調査。その結果、提出された書類の98%が不正と判明。

- ・ SSAが、七カ所の住所に、居りもしない子供五十六人分のSSNを送付。それぞれの申請に使われた証拠書類から、これらの子供の「両親」若しくは「後見人」は、不正な出生証明証を提出。

私たちの報告書草案では、SSAは申請証拠書類を確認するにあたり、もっと厳しい手続と的確な手段が必要である、と結論付けております。とくに、私たちは、SSAの職員が、SSNの発行に先立って、外国人の証拠書類については、第三者的な確認ができるようにすることを勧告しております。

また、私たちは、「入国目録（Enumeration at Entry）」プログラ

ムの実施に向けて、SSAに対し、移民・帰化局（INS）及び国務省との交渉を急ぐように勧告しております。このプログラムが実施されれば、SSAは新規のSSNを私書箱に送らない。また、SSA職員は、就労評価書と、不正防止及び事情確認のための証明書を受け取るようになります。このような確認書がない限り、私たちには、長期的な状況改善の展望が見えてこないわけであり

ます。

さらに、私たちは、社会保障番号（SSN）の不正利用と、社会保障省（SSA）の各個人の正確な収入に関する記録を維持する責任との間に直接の関係があると見ました。

SSAは、SSNと雇用主が提供した本人確認情報とを一致させることができなない場合には、給与所得者に対し不一致を解消するに必要な情報を求めて通知を出しています。回答のほとんどは、「配達先不明」でSSAに戻ってきます。人によっては必要な情報を提供してきます。その場合には、その者の収入に関する記録を一致させることができず。一方、合法的なSSNを持っていないと回答してくる者もいるわけです。

私たち監察局は、一九九九年に、

「一〇〇の雇用主が最も記録を保留された種類の給与にかかる誤りのある異常な報告パターン (Patterns of Reporting Errors and Irregularities by 100 Employers with the Most Suspendable Wage Items)」と題した監察を実施しました。

この監察は、主な雇用主がSSAのデータベースに最も記録入力を保留された種類の支払給与を見つけること、及びその原因を調べることがねらいでした。一〇〇のうち九十六の雇用主が、以前にSSAに送ったことのない十万九千のSSNを報告しました。これらのうち、三千を超える番号は、全く問題がありませんでした。

一方、残りの番号については、問題がありました。これは、雇用主が認めているように、本人確認をされたくないということ、多くの被用者が正しい氏名やSSNを告知していないためです。SSAに対する私たち監察局の勧告の一つは、これら一〇〇の雇用主に対する更正手続計画を開発し、かつそれを実施するとともに、これら多数の種類の記録保留となる給与報告を出した雇用主と継続的な折衝に務めるように求めたものです。

こうした手続を進めることは重要

です。と言いますのは、最初に一つの種類の給与が提出されたときにそれを記載するのにかかるコストはたった五十セントです。これに対して、後でこれを訂正するには三百ドルかかるためです。

SSNの不正利用と

一般の人たちに対する影響

社会保障番号(SSN)の盗用は、民間業界のみならず、市民の私生活にかなりの影響を与えます。

SSNの盗用はますます流行ってきています。これは、個人のSSNやその他の個人識別情報に対し簡単にアクセスを許す今日の電子環境の成り行きともいえます。この点については、今年三月に開かれた本省の身元盗用サミットで詳しく議論されました。このサミットでは、いくらかの被害者が、自分らのSSNが盗用されたことで、いかに生活が滅茶苦茶になってしまったかについて話しました。

身元盗用防止法ができたことで、これにより監察局はSSNの盗用と戦う手段を得たわけですが、私たち監察局は身元盗用犯罪と戦う連邦政府の最前線になっているわけです。私たち監察局は、ウイスコンシン州

ミルウォーキーの連邦検察局と連携

して、責任を持ってこの新法のもとでの最初の刑事訴追を行いました。この事件は、SSN盗用がSSAの業務と一般人の双方に打撃を与える典型的なケースです。

ミルウォーキーに住むウェーバリー・バーンズは、補足的生活保障所得(SSIE)を受給する一方で、他人のSSNを勝手に使っていました。

この盗んだSSNを使って、バーンズ氏は清掃員監督としての仕事を得ておりました。彼は、清掃の仕事の中に、ウイスコンシン州最高裁判所の事務局からコンピュータ施設に入り込んで八万ドル余りを盗み出しました。盗んだSSNを使って、彼は、ウイスコンシン州発行の身分証明証を入手し、被害者の名前で銀行口座を開き、さらには不正な納税申告書を提出しました。

一方、バーンズ氏は、自分は障害者であり、失業中とのことで、社会保障庁(SSA)に対する不正な申立を続けていました。このため、彼自身の本当のSSNのもとでは、いかなる収入も現れてきませんでした。一九九九年五月五日に、SSA監察局の特別監察官は、バーンズ氏をシカゴまで追跡し、本人を逮捕しました。最終的に、バーンズ氏は、二十一カ月の懲役の判決と、六万二

千ドル余りの損害補てんを命じられました。

私たちは、毎月受け付ける何千もの身元盗用嫌疑事件を追跡したいと考えております。しかし、全国で三百人にも満たない監察官の数では、身元盗用として付託されてきた全件数を取り扱う調査能力を欠いておりません。

このため、私たちは、否応なしに、ウイスコンシンで起きたケースのような、SSAの業務に直接打撃を与えるような、重要な事件に絞るように求められます。あるいは、私たちは、自分らの人員を最も有効に使うために他の取締当局との合同機動捜査隊を編成し、共同作業をしております。私たちにとり最も難しいと感じる挑戦の一つは、SSAのプログラムに専念する一方で、この戦いに勝つために、最も効果的かつ効率的な方法において、どのように現実的な戦略を見いだすかです。

この目標を達成するため、昨年の夏、私たち調査局 (Office of Investigations) は、わが国の五つの主要都市で、SSNの不正利用取締のためのパイロット事業を開始しました。

私たちは、身元盗用とSSNの不

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(2)

正利用を標的とし、連邦及び州の取締当局に協力をお願いをしました。

これにより、私たちは、一つひとつは訴追の対象となるほどの典型的な事件ではないにしろ、複数の些細なSSN事件を「束ねる」ことで、訴追にもって行けるようになりまし
た。まだ一年も経過しておりませんが、私たちは、百二十五の調査を開始し、これまで三十の有罪判決を得ております。連邦検察局及び外部の取締当局はこのパイロット事業を心から歓迎しており、私たち監察局が調査のリードを採ることに感謝の意を表しています。

将来に備えて、私たちは、監察官、捜査官及び検察官の能力を結集した統合モデルを開発し、二〇〇二財政年度の予算提出の準備を進めています。

承認されれば、このグループは、私たちの監察業務をよりの確な標的に向けるパターンや方向性の開発にその力を集中し、調査対象となる事件を付託し、さらには、その他関連する公的部門及び民間部門双方の機関との折衝をすることになります。

これは、私たちの人員の利用という面からは、最も効果的な方法のように思います。

私たちが行っている現在の業務の

優劣に変更がないとすれば、私たちは、SSA本来の業務である、社会保障番号(SSN)の公正さの確保に人員を集約させる責任がある、とは考えております。とくに、私たちは、次の場合には、調査と検査に私たちの注意を集中する必要があります。

- 一・社会保障省(SSA)の社会保障番号(SSN)発行業務手続上明らか問題がある
- 二・SSAの給与報告システム上明らか問題がある
- 三・SSNカードが偽造されている
- 四・連邦の各種給付資格の取得又は維持に不正な身元を使った作業の隠匿がある

しかしながら、こうしたアプローチは、SSAの職務分野に該当することを守る場合に限り、使われません。このアプローチは、民間業界を含む、何千もの身元盗用被害者の慰めにもなりません。というのは、こうしたケースは、連邦、州及び自治体の取締当局の職務に属するからです。私たちは、可能な範囲で、重要なパートナーとしてこうしたことに参加する責任はあります。

可能な解決策

私たちが、私がすでに触れた正規

の監察についての勧告に加え、次のような、SSAや議会に検討していただきたいいくつかの提案をもっております。

- 一・社会保障番号(SSN)の売買の規制
- 二・企業が提供するサービスとSSNの提示とが無関係である場合には、SSNの不提示を理由にサービス提供を拒否することの禁止
- 三・SSAの業務を行う場合の写真つきID提示の義務化
- 四・身元確認手続を改善するため、雇用主、政府及び民間業界が改姓された名前、SSNを確認する際に、それを支援する新技術やデータベースの利用を急ぐこと
- 五・私たちSSAの監察官に捜査権を与える立法をすること
- 六・SSNの売却や不正利用に対し、罰金を課す権限を拡大すること

最後に、私は、本小委員会に対し、私たちは現在、SSAのプログラムを不正、浪費、濫用から守る自らの使命を達成する一方で、すべての身元盗用ケースに検査を実施するのは不可能であると申し上げておきたいと思います。

SSNの不正利用が、SSAの業務手続や社会保障信託基金を危険にさらす場合には、私たちの関与は必要不可欠であり、また活発にもなりません。もっともこうした状況においても、SSNの不正利用件数は膨大でありながら、私たちの人員は限られております。

自分らの使命に集中するために、私たちは、SSAに最大の利益をもたらすという観点から厳しい選択をしております。しかも、ときによっては、私たちは、身元盗用被害者の最後の頼みである裁判所のようにもなります。したがって、私は、一般の人たちがSSAや私たち監察局に期待している役割をどのようにしたら達成できるのかについて、この委員会の見解を頂きたいと思えます。

本日、この最も重要な問題について議論をするための出席の機会を与えてくださいまして、ありがとうございます。私は、小委員会からのどのようなご質問にも喜んでお答えしたいと思えます。

《メリーランド州
ステイブンズ夫妻の陳述》
下院歳入委員会
社会保障小委員会での証言

社会保障番号の利用と

不正利用に関する公聴会

二〇〇〇年五月九日

妻と私は、この小委員会が社会保障番号の多目的利用と不正利用について調査をすることになった、ということに勇気を与えられました。

私たちは現在まで三年にもわたり、社会保障番号（SSN）の不正利用の被害を体験させられてまいりました。私たちは、このたつた九桁の番号がどういった問題を引き起こすのかについては、ほんの僅かな人たちが理解しているに過ぎないことは分かっていきます。重要なことは、氏名とか他の個人データはもうどうでもよいということです。この九桁の番号が、主な信用取引やその他買物をする際に必要とされる唯一の確かな身分証明書なわけです。

私たち夫婦は、本日ここで証言することで、他の人たちに、この種の犯罪の危険性やこれに対峙するため生活上払うことになる犠牲について警鐘を鳴らすことができるのではないかと思います。

一九九七年三月以来、妻と私は地獄をさまよっております。

私たちは、嫌がらせ電話を受けました。自分らが請求書の支払をせ

ず、ローン支払も滞っていると怒鳴られ、バカにされ、卑しめられ、その上ののしられました。私たちはクレジット申込みを拒否され、そして通常は信用販売の対象となるような一般的な取引についても現金支払を余儀なくされております。私たちのメリーランド州の自宅は監視のもとに置かれ、私の一九九七年型フォード車ブランドは、一九九七年型ジープ・チェロキーとの買換えということで、ネーションズ・バンク（現バンク・オブ・アメリカ）によって、牽引されていく寸前でした。

私は、空軍の退役軍人であり、軍務に就いていた頃でしたら、債務不履行あるいは個人的な高潔性が欠けているという理由で自分のキャリアを終えたかも知れないところでした。私は、自動車事故が原因で一九九二年に退役を余儀なくされました。その後、ジョン・ホプキンス大学応用物理学実験室に物理学者として雇われました。私は、高度で複雑な武器システムを分析し、実験し、評価を行うための、高潔で、しかも経験と知識があるということを得ておりました。

どのような債務面ないしは個人責任面での怠慢も、私の保安上の高潔

性や雇用に影響を及ぼさずにはおかなかつたわけであり、妻と私は、期日までに請求書への支払をきちんと済ませ、債務が滞ったことはありません。

ジョン・ホプキンス大学を退職後、九十六歳になる私の母と住むためにサウスキャロライナ州に移り、私たちの孫のところに近くなることを楽しみにしておりました。こうした計画はすべて、私たちの社会保障番号と氏名が、総額で十一万三千ドルに達する三十三の不正な取引に使われていることを発見したときに、すぐに終わりになってしまいました。私たちの信用は崩壊してしまつたのです。

私たちは、このような事態にいたつていることを一九九七年三月まで気付かなかつたのです。

私は、一九九七年三月に、ナショナル・バンクから電話を受けました。テキサス州で購入したジープ・チェロキーの支払請求についてでした。この電話により、初めて私たちに何か悪いことが起こっているということに気付きました。

私たちは、主な信用報告機関に自分らの信用記録（credit report）を請求しました。これによって、自分らの信用や生活に与える損害の程度を

知り、ショックを受けました。私たちは、信用報告機関を通じてこれらの支払勘定をきれいにする努力をしましたが、失敗しました。これらの信用報告機関は、三十日調査を実施し、報告を受けている情報が正しいかどうかを私たちに知らせると言いました。

私たちは、これらの機関と交渉するために弁護士を雇いました。弁護士もまた無視されました。私は、信用記録になりすまし屋の被害にあつていてという情報が記載されていなかった当時、インターネットを使う際に、これら不正取引に使われた住所と電話番号に居場所を置くことを余儀なくされました。

私たちは、信用報告機関に電話をし、不正な勘定があることを申し立て、コンタクト先を確立しました。その上で、私たちの弁護士は、その取引を私たちがしたものではないことを記した宣誓供述書を信用報告機関に送りました。皮肉なことに、私たちは、逆に、その取引を自分らがしたものであることを認めるように求められたのです。以来、信用報告機関は、債権者たちが私たちに申込書、配送切符あるいは支払受領書のコピーを送付したと主張することによって、私たちが彼らと取引したと

みなすことにしていることを債権者に主張させていることを、私たちは知りました。

一年もたたないうちに、私たちは当初の誤ったデータに関する報告、さらには自分らで所在が確認できた不正な勘定をきれいになりました。

不正に取引が行われた場合には、その申込みの際に提出された新規の住所、生年月日、雇用先やその他の個人データなど、すべて信用記録の一部になるわけです。私たちは、自分の信用記録に繰り返し現れる同じ不正データを削除するために、信用報告機関に対し、何度も繰り返し手紙を書いたり、あるいは電話を掛け続けないといけないわけです。

こうした修正情報は、クレジット申込みが大丈夫であると確認される場合、あるいは不正であると合図を送る場合に、利用されるべきです。

例えば、私が受け取ったクレジット申込み書のコピーに記載されていた生年月日からすれば、申込人が生まれる前にその社会保障番号が発行されていたことになりました。私たちは、三十五年にもわたってメリーランドに住んでいます。しかし、クレジット申込み書では、テキサスにある住所を正式なものとしていました。

私たちが受け取った複数のクレジット

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(2)

ト申込書コピーの中では、唯一、社会保障番号がすべて同じものとなりました。社会保障番号は、債権者や信用報告機関が求める基本的な身元確認要素となっているわけです。

債権者によっては、信用情報機関の不正な勘定記録をきれいにした上で、その勘定を外部の代位徴収機関に譲渡しています。債務不履行として処理された不正な勘定あるいは損失として処理された不正な勘定は、再び私たちの信用記録の上に違う氏名で現れてくるわけで、同じことの繰り返しが始まるわけです。私たちは、確認できたあらゆる不正データに関する自分らの記録を少なくとも三度きれいになりました。こうした勘定は、おおよそ三カ月から六カ月毎に信用記録に現れてくるようです。

代位徴収機関によつては、そうした勘定を自分らでリサイクルしたり、あるいは他の徴収機関に売り渡しています。こうしたことは、彼らが私たちに勘定をきれいにしたことを通知してきたり、あるいは電話できれいにした旨を口頭で伝えてきた後でさえも起こっています。不正データや不正勘定を記録しつづける信用情報機関、きれいになった不正な勘定をリサイクル(再生)しつづける代位徴収機関、彼らと交渉するの

は、あたかも仕掛けのあるキャンドルのようなもので、息を吹きかけ消そうとするたびに再び燃え上がるといった具合です。

フォレスト・ギャンプの言葉の一部を借りれば、「信用記録を手にすることは、あたかもチョコレート開箱を開けるようなもので、あなたには何が出てくるかわからない」ということになるわけです。

外部の代位徴収機関は、無礼で、やり方が汚く、卑劣です。私たちは十四以上の機関とやり取りをしました。私たちは、ある機関とは一つの勘定について四回もやり取りをしました。

やり取りした中で最悪かつ最も卑劣な会社の一つは、ハウスホールド・バンク・クレジット・サービス社でした。その担当者は、私の弁護士と私に対して自分本位で、無礼かつ卑劣でした。その担当者は、勘定をきれいにするようにとのことで以前に私たちが送っていた宣誓供述書を受け取るのを拒否しました。その担当者は、自分らの会社の書類だけを受け取りたかったのでしよう。私たちがその会社の書類の提出を拒むと、問題の勘定をジョージア州アトランタにあるガルフ・ステイト・クレジット社に譲渡しました。

ガルフ・ステイトは、一九九七年七月に最初にその支払勘定をきれいにして以来、四回もリサイクルしました。この勘定は、他人に電話で購入されたオレック社製の電気掃除機に関するもので、テキサスにある住所に配達されたものです。最近の私の信用記録には、いまだその勘定が記載されています。

テキサス州ラフボックにあるノースウエスト・バンクは、私たちが一九九七年五月二十九日に宣誓供述書を送付した後に、同バンクのウィッチタ・フォールズ支店に不正に開設された決済口座を閉鎖しました。ところが、同じ決済口座が、コロラド州ゴールデンにあるマウンテン・ステイト・アジアメント社に再び現れました。ここでも、社会保障番号がこうした口座開設や所在確認の際に使われる基本的な本人確認手段となっており、私たちを悩ませることになっていたわけです。彼らにとつては、私たちがテキサスに住んでいないことなど問題ではないのです。

妻は、四つの異なる代位徴収機関でリサイクルされた携帯電話料の請求を受けています。

この支払勘定は、四カ月から六カ月毎に書き換えられています。この勘定は、今後いつでも、あたかも六

カ月間眠っていたように、繰り返し出現してくるでしょう。また、二千ドルの宝石の購入履歴も、ずつと妻の記録に現れてくるでしょう。

当初、この購入はテキサスで行われているのですが、六つの異なる代位徴収機関によってリサイクルされてきています。この購入履歴は口頭でしたがきれいになったとされたのですが、二〇〇〇年四月十日に再び現れてきました。

私に関するトランス・ユニオン社の最新の信用記録には、新たな不正な勘定が登録されています。その支払勘定は貸倒れとして処理されています。口座番号とともに、GERR CARE CRの名前があります。住所や電話番号はありません。登録されている支払勘定番号を使い、私は、この勘定がオクラホマ州タルサにあるレウ・マグナム・クレジットという会社で取引された不正なものであることを突き止めました。

一九九七年五月に、手紙に宣誓供述書を添えて送りました。一九九七年七月七日に、その勘定は私の信用記録から削除されました。ところが、この勘定は、代位徴収機関を通し、再び出現し、現在、私の信用記録にも登録されています。

ここでも、未払勘定や自分の信用記録にその事実を登録する際に、私の社会保障番号が使われました。私たちは、オクラホマには住んだこともなければ、当地でいかなる取引もしたこともありません。

妻は、最近、テキサス州において債務不履行の決定を受けました。

グリーンズ家具会社は妻の社会保障番号、ミドルネームのイニシャルが違う氏名を使った取引を承認しました。クレジット申込書の記載は完全なものではありませんでした。購入した機は、申込書に書かれたテキサス州ウィチタ・フォールズの住所に配達されました。その機は、後にローンが滞ったということ、同じ住所のところから運び出されました。

債務不履行の決定は誰も出廷しないところ出されました。この決定は、現在、メリーランド州の私たちの住所が記された妻の信用記録に登録されています。

私たちの弁護士は、その決定を無効とするように家具会社と判事に電話をしました。判事も家具会社も、自分等の誤りを正し、必要な措置を取ったと通知する必要性などは感じていません。家具会社は、よこした手紙の中で、本人確認について疑問を持つ理由がないと述べています。

というのは、社会保障番号や他の情報はノーステキサス信用情報 (Credit Bureau of North Texas) でチェック済みであるからとのことでした。

取引を始める際の基本的な本人確認に社会保障番号が使われるということを知ること、希望をなくしてしまします。氏名、住所、勤務先、年齢、あるいは配偶者の氏名が変えられているとしても、問題なく受け入れられてしまうからです。

支払勘定が滞った場合、社会保障番号の保有者名や住所がすばやく見つけられます。そして、現在は、その者が債務の責任を負うものとされるわけです。債権者や信用報告機関の過失あるいは注意不足が原因で不正に取引が行われたとします。この場合、名前や社会保障番号が利用された者に与えた損害をどのように埋め合わせしていくのかについては、ほとんど関心がもたれていません。

信用情報機関の行う三十日調査は茶番です。ですから、(債権者が)出した情報は常に正しいとされまます。問題の未払勘定がきれいになった場合であっても、その勘定を代位徴収機関に譲渡することができるとなっています。私たちの場合、不正に行われた三十三の取引すべて

のうち、たった一件だけ担当者が当惑し、謝ってきました。その方は、テキサス州ウィチタ・フォールズにあるナショナル・バンクの融資担当者でした。彼女が言うには、ジョン、メリー・ステイブンスがローン(消費者金融)の申込みをする際に自分が面談をしたとのことでした。そのカッブルは、三十歳代後半ということでしたので、私は彼女に、それでは私の社会保障番号は連中が生まれる以前に発行されていることになるのではないかと指摘しました。

債権者や信用報告機関が責任や説明義務を負わなくともよく、しかも社会保障番号が国民背番号 (National Personal Identification Number = PIN) のように考えられる状況が続く限り、私たちはなりすまし問題に直面することになるといえます。

誰が、尋ねてきた人には見境なく自分のATMのPINを教えようとするでしょうか。警察に被害届を出したのかと聞かれたときに、私はいえと応えました。問題が起きた一九九七年当時、メリーランド州を始めとしてその他多くの州では、なりすましは犯罪ではなかったのです。

また、詐欺による犠牲者は、自分のアイデンティティ(身元)を盗用

された者ではなく、債権者だ、と考えられてきました。

現在では、メリーランドを含むいくつかの州では、身元の盗用を犯罪として処罰する法律が成立しています。メリーランド州の法案は、数多くの他の法律の改正を伴っているので、私は整理された法律を見ておりません。したがって、適用範囲がどうなのかは、はつきり分かりません。

メリーランド州は、他の法律を成立させました。今月、州知事が署名するものと思われます。この法律は、社会保障番号を身分証明書に利用したりあるいは運転免許証に記載するのを制限するものです。サウス・カロライナ州は、この国において最も分別のあるものともいえる一つの法案を検討しています。例えば、法案には、本人の書面による同意なしに、個人情報事業あるいは販売促進目的で利用しあうことを認めないということも盛りられています。メリーランド州のプリンス・ジョージ郡は、近頃、他人の身元を装うことを軽犯罪とする条例を定めました。最近成立した連邦法も、十分に予算措置が取られれば、助けになるかもしれません。

私たちは、六千ドルを超える弁護

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(2)

士費用に加え、長距離電話代のようなさまざまな費用を負担しました。

そこで、私のUSA A家屋所有者保険証書にあるクレジットカード盗難の適用条項に基づく支援を求めました。保険会社の回答はこうでした。

「個人の財産に対する直接の物理的な損害がありません。また、あなたが行った取引に関する、あるいはあなたに発行されたクレジットカードに対する実際の明らかな偽造もありません。あなたが問題にしているクレジットカードの場合には、あなたの保険の特約条項を適用したとしても、私どもの保険契約が適用になる損害にはあたりません。」

つまり、自分の身元が盗用されたとしても、保険の適用になる犯罪ではないというわけです。

妻は、一九九六年当時、自分の社会保障番号を当時の空軍被扶養者IDカードに記載する形で利用しなければなりませんでした。一般に、社会保障番号は、DODコンピュータ・ネットワークやDEERSを通して利用することができます。また、軍のどの基地においても、売店もしくは外貨交換所で物を買う場合には、自分の小切手に社会保障番号、自宅の住所、電話番号、階級を記載しなければなりません。アンド

リユー・フィデラル・クレジット・ユニオン社は、社会保障番号を支勘定番号として使っています。基地内では、衣服の着替えや洗濯を依頼するときにまで、自分の社会保障番号の最後の四ケタを求められます。

現在私たちが利用しなければならぬ民間の医療機関では、自己の社会保障番号と運転免許証番号の提示を求めています。私たちのメディケアの番号は、自分らの社会保障番号に整理記号が加わったものです。販売業者は、小切手ないしはカード代金伝票に社会保障番号と運転免許証番号を記載するように求めています。妻と私は、この情報を提供するのを拒んだことがあります。業者は、どのような確認番号でも私たちが持っているものを記載したいようでした。しかし、業者は、私たちが、いかなる番号も書き記す許しをもらうことができません。業者がそれを強要する場合には、私たちは買おうとしていた品物を支払カウンタに放置したまま、出て行きます。私たちの不正に対する最大の弱点は軍の基地です。ここでは、社会保障番号がオープンに利用され、不正な開示から十分に保護されていないからです。

社会保障番号を機密文書と同様の

観点で取扱えば、私たちがいま体験しているような問題をいくらか緩和することにつながるでしょう。機密文書を受け取る場合、受領者はその情報について適切な手続に従いつつ、管理を行わなければならぬなりません。その情報は、適切に保存され、保護され、その上で管理責任の下に置かれなければならないこととなります。紛失あるいは不適切な利用は、重い罰則の対象となります。

同じように、詐欺師はもちろんのこと、虚偽とされる氏名、住所、年齢、その他の個人情報の変更にちゃんと応じない、あるいは注意を払わないような信用情報機関から虚偽の情報を入手した債権者は、自らの過失によって与えた精神的、肉体的、さらには金銭的な損害を賠償するよう求められることとなります。

こうした人たちは、まさに、不正な取引をした詐欺師と同じように詐欺で有罪とされます。信用情報機関の担当者は、彼らがある個人について収集した情報は自分らの財産であり、顧客に売ったり、流したりするのは自由だ、と私に言いました。信用情報機関が、ある個人についての誤りがあり損害を与えるようなデータを受け取ったり、流した場合に、損害を受けた者は、有責、人格

に対する名誉毀損及び精神的な損害を求めてその機関を訴え、さらには、その機関が与えた損害を回復するために使った費用を賠償してもらったことが認められるべきです。ともかく、信用情報機関は、データの所有者は自分らだ、と言いました。

私たちは、自分らの信用記録に入れた間違ったデータや不正な支払勘定をきれいにする事で自分の残りの人生を送りたくないわけです。私たちは、クレジット取引や必需品の購入はもちろんのこと、日常生活すらも妨げられています。私たちは、いやがらせの電話や脅迫めいた手紙に疲れています。私は七十二歳、そして妻は自分より三歳若いだけです。私たちは四十五年間結婚を続けてきました。私たちは、近いうちにいつか、自分らの生活を取り戻し、退職生活とこの世で一緒にいられる時間を楽しめるときがくる、と望みをつないでおります。

私は、たくさんある問題のうちほんの一部と、この犯罪により蒙った不幸から自分らの生活を取り戻そうというときに体験した数多くの不満のいくつかを取り上げました。私たちは、自分らを被害者だとは思っていません。被害者だなんてと

んでもありません。私は、「ターゲット (TARGETS)」と言われたのです。ターゲットは迂回をし、活発な対応策を講じ、そして抵抗します。

私たちの戦士としての本能は、この戦闘に勝つまで進むように引つ張っていきます。私たちは、自分らが知り得る限りの英知を使ってこの犯罪と戦うつもりです。

私たちは、ベス・ギブンス、エド・ミアSNSキー、マリ・フランク、そしてシンシア・ラムのような人たちの支援、助言や激励がなかったならば、ここまでやって来られなかったかもしれません。こうした人たちがいなかったならば、私たちは、いまだに三十三あるいはそれ以上の不正な支払勘定と戦っていたかも知れません。信用報告機関による三十日調査を待ち、彼らに記録されている情報は正確でしたと言われ、続いて代位徴収機関に屈辱や嫌がらせを受けながら。

これらの人たちが、私たちが非常につらいときに支援して下さいたことに感謝します。これらの人たちは、私たちに励ましと、自分らの前に立ちふさがる妨害をノックダウンするまで戦い続ける勇気を私たちに与えて下さいました。

また、私は、本小委員会に対して

《連載》SSNの濫用規制、米議会の動き(2)

も、この国には非常にひどい身元盗用の問題があり、その原因が個人の基本的な、あるいはときとしては唯一の身元確認手段となっている社会保障番号が自由に入手され、汎用されていることにあるということを認識して下さいたことに、感謝申し上げます。

委員会の方々の絶え間ない関心と支援により、この国家的な問題が規制され、そして解決に向かうことを期待しております。妻と私は、皆さま方全員に感謝する次第です。

(以下、次号に続く)

《次号の主な内容》

連邦下院歳入委員会社会保障小委員会、「社会保障番号の利用及び不正利用に関する公聴会」

(二〇〇〇年五月十一日)

《ワシントン州選出、ジム・マクダーモット議員の陳述》

《ウイスコンシン州選出、ジェラルドD・クレツカ議員の陳述》

《インディアナ州選出、ジョン・ホステットラー議員の陳述》

《テキサス州選出、ロン・ポール議員の陳述》

《信用情報機関連合会、スチュアート・K・ブラット政府関係担当副理事長の陳述》

ほか

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 高橋正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ)
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2001.10.20発行 CNNニュースNo.27

編集及び発行人

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします(年4回刊)。
年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
(ともに年間購読料 3,000円含む)

NetWorkのつばやき

- ・56年前の8月、日本は連合軍に無条件降伏。だが国民は自由を取り戻した。
- ・しかし、改正住基法により来年の8月、国民はその自由を「役人社会主義」に奪われてしまう。

(T)